いわき福音
第31号
2017.3.1
発　行：社会福祉法人いわき福音協会
☎0246-23-1903 ホームページ http://i-fukuin.com
住　所：福島県いわき市平上平窪字羽黒40-44

『愛は寛容であり、愛は情け深い。また、ねたむことをしない』

コリント人への第一の手紙13章4節

いわき福音協会 理事長 海野 洋

新しい年を迎え、今年も穏やかな年であって欲しいと願っている。

ただ、このところの世界は、混沌とした政治状況からか、非常に不安定で不確実な様相を呈しているだけに心配もある。

福祉の世界にしても、ここ十数年の間には激しい動きが見られた。

その切っ掛けは、ご承知のように2000年の社会福祉基礎構造改革であった。この改革によって利用者の皆さんも、やっと自由に生きる方向を、自らの選択で決められるようになった。

そして、福祉サービスを一元的に提供する障害者自立支援法が成立し、その数年後には、難病や地域生活支援など総合的に行うとした障害者総合支援法が成立した。

さらに今回、社会福祉法の一部改正として、社会福祉法人制度への改革移行がはじまった。

こうした動きの相次ぐ背景には、福祉の状況がどんどん変化し、既存の制度では対応ができなくなったとしている。

施設サービスにしても複雑になり細分化も進んでいる。それは人手の数に反映するばかりか、有資格者の配置の有無によっては報酬にも差がでる。より良いサービスを目指すほど、昨今の人材不足の影響は大きく経営上の問題にも波及する。

一方で、私たちは制度の変化に沿って、或いは利用者の期待に応えるべく、多様な障害福祉事業を進めてきた。それはどちらかと言えば制度に乗じての整備であった。しかし本来的な社会福祉法人の使命や役割は、こうした後追いの取組ではない、開拓的な実践にあるとされている。

今、まさしく福祉が動き、障害福祉関係においても新たなニーズが次々に生じている。紙面の都合上、その課題を述べることはできないが、今後もしっかりと見据えながら、法人としての役割を果たせればと願っている。

さて、今年の法人標語を「愛は寛容であり、愛は情け深い。またねたむことをしない」コリント人への第一の手紙13章4節とした。

この「愛」に関しては多様な聖書解釈がある。この標語について、例えば他者からの激しい攻撃や仕打ちが自分にあったとしても、神はそれに耐える寛容さが欲しいとしている。

つまり相手を許すことで、自らを許すことについて述べている。ここには愛への神髄が読み取ることもでき、厳しい人間性を問う聖書の言葉としても捉えることができる。

組織が拡大するなかで職員同士の摩擦も避けられない。そこには妬みも発生する。妬みは人間関係を破壊し自分の人生も壊しかねない。

妬みは誰にでもあり、それは他人と比較することから始まる。しかし聖書は、うらやむ前に自らの能力に気付いて、その能力を生かすことに努力すべきとしている。

この一年、辛さや苦しさ、或いは、自分の意図するものに反する事があるかもしれない。その時にこそ、働く同じ思い、相手への愛、そして互いに協力し合う年にしたい。二度とない人生、惰性に流されず、自ら研く努力も忘れないで欲しい。

タイトル「共生共感」

作：小針清子様（はまぎく荘）

小針さんの絵にはいつも多数の人が登場します。

色々な人がいても、この人はこう考え、この人はこういう顔をして…

人それぞれ違いがあっても、彼女の世界の中では、この絵の様に皆仲良く並んでいるのかもしれません。

社会福祉法人 いわき福音協会の事業内容

1、平成28年1月からの動き

（施設整備関係）

（1）小島保育園テラス雨除上屋（通路）設置工事
・木造園舎からＲＣ園舎に至る通路に雨除上屋を設置
4月工事（自己資金）

（2）野の花ホーム 特殊浴槽の整備事業
・老朽化した特殊浴槽の更新
8月工事（補助事業／職場定着支援助成：厚生労働省／福島労働局）

（3）はまぎく荘受水槽改修工事
・老朽化に伴う受水槽改修
8月工事（補助事業／福島県共同募金会）

（4）はまなす荘照明器具ＬＥＤ化工事
・4ヶ年計画の初回工事
8月工事（自己資金）

（5）職員住宅改修工事（法人）
・グループホームとして利用するための改修
10月工事（自己資金）

（6）カナン村作業棟トイレ改修事業
・老朽化した作業棟トイレ周りの改修
11月工事（補助事業／車輌競技公益資金財団）

（7）福島整肢療護園病棟改修工事（統合）について
・第3病棟を軸に第1病棟を統合する。
12月着工・継続中（自己資金）

（その他の事業）

（1）光の家の定数変更と放課後等デイサービス事業の開始（4月1日）
・放課後等デイサービスへのニーズに対応し新たなサービス開始
放課後等デイサービス事業所 光の家（定数10名）
障害福祉サービス事業所 光の家（定数変更25名→20名）

（2）介護職員養成初任者研修（エリコ）
・一般求職者向け養成研修（受講者10名）
6月～9月（県立テクノアカデミー浜／福島県委託）

（3）パソコン事務科及び事務実践科研修（エリコ）
・障がい者向け技能訓練（受講者5名）
7月～10月（県立テクノアカデミー浜／福島県委託）

（4）近隣小中学生の体験学習の受け入れと交流事業
・体験実習の受け入れと同時に地域貢献事業の一環として小学生との交流事業実施
小玉小学校との交流会（児童職員27名／野の花ホーム／11月16日）

（5）公認会計士による法人会計監査の予備調査
・平成29年 4月より実施される社会福祉法人会計の監査法人義務化を前に、公認会計士による予備調査を実施（6月27～28日）

（6）不審者対応研修会の実施（防犯対策）
・津久井やまゆり園の事件を受け不審者対応研修会実施
＊講師：地元駐在所の警察官（9月21日）

（7）小島保育園第三者評価受審
・サービス内容の向上のため第三者評価機関による評価を受ける
＊福島県シルバーサービス振興会（11月16日）

2、今後の取り組みについて

（施設整備関係）

（1）グループホーム自動火災報知設備設置工事
・消防法改正により設置義務となる設備整備（23ホーム）
平成29年1月工事（自己資金）
・スプリンクラー設置工事（2ホーム）
＊平成29年度事業として予定（国庫補助申請中）

（2）障害者支援施設等の防犯対策強化
・補正予算の成立に伴う防犯対策工事
（補助事業／8施設）

（その他の事業）

（1）人事考課制度について
・考課者研修の実施と制度設計の具体化
＊給与等へ反映させるシミュレーション実施

（2）社会福祉法人制度改革について
・経営組織のガバナンスの強化
理事会、評議員会の再編
・適正かつ公正な支出管理
公認会計士による法人会計監査の実施（H29年度から）
・事業運営の透明性の向上
財務諸表等の情報公開の義務（インターネット上の公開）
・財務規律の強化
社会福祉充実残高（再投下財産額）の明確化
・地域における公益的な取り組み
地域貢献事業の実施に向け、試行事業の導入

平成28年度 各種表彰

平成28年度 永年勤続保育者表彰
平成28年11月4日

伊藤美智子

平成28年度全国社会福祉大会 全国社会福祉協議会会長表彰
平成28年11月11日

星金子
菅野みよ子
金野小百合
藤間俊江

第70回福島県社会福祉大会 知事感謝状
平成28年11月10日

金野小百合

第70回福島県社会福祉大会 会長表彰
平成28年11月10日

佐藤俊輔
須賀美枝子
佐藤伝

第19回「ふくしまボランティアフェスティバル」福島県社会福祉大会会長表彰・感謝
平成28年9月24日

緑川幸子
（茶道／はまぎく荘）
井美紀子
（茶道／はまぎく荘）
國

第42回いわき市総合社会福祉大会 大会会長表彰
平成28年11月9日

吉原康洋子
大森洋子
荻本史郎
蛭田由香里
早坂としえ
吉川美香
比佐住江
常盤松次
長谷川美代子
川井敦史
西山亨
猪狩寧浩
安田由美
石本達哉
佐藤和江
五十嵐和香
瀧澤庸太郎
松本吉央
佐藤悠太
伊藤友見
松本美代子
川﨑京子

社会福祉法人いわき福音協会組織図

H29.1.1

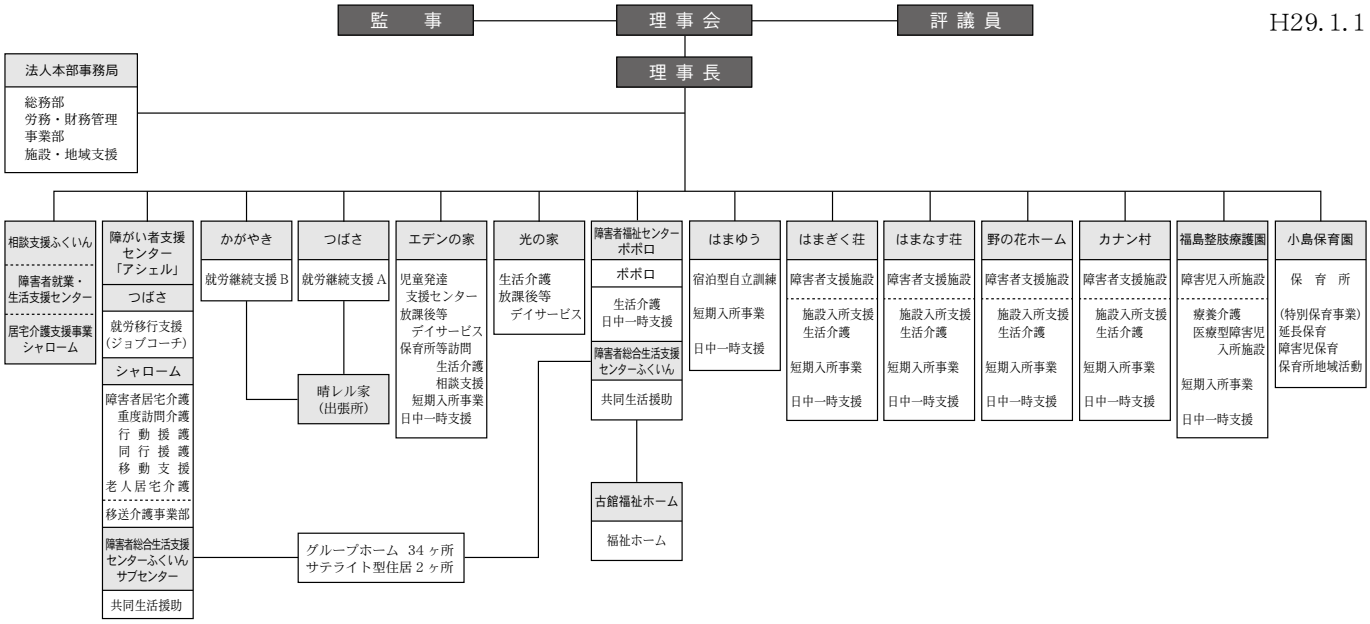

事業所だより

ジョブコーチ「はたらき」－つばさ－
ジョブコーチってどんな人？

いわき市には3名のジョブコーチ（訪問型職場適応援助者）がいますが、その3名は福祉サービス事業所つばさ（就労移行支援事業所）に配置されています。

ジョブコーチという言葉を聞くと「仕事を教える人」という様に捉えられがちですが、実際に仕事を教えてくれるのは職場の従業員になります。ジョブコーチは一定の期間（半年～1年半）の間で対象者が働く職場に行き、対象者と企業の間を取り持つ役割を担っています。

ジョブコーチ支援については、いわき市内で働いている障がいをお持ちの方や障がい者雇用をされている企業が利用することが可能です。また、支援については【対象者】【企業】【家族】の三者に対して支援を行っています。

【対象者】には『仕事を覚える為の支援』や『ストレスや不安・悩みを解消する為の支援』を行っています。

【企業】には『障がいの特性の説明』や『作業指示や作業内容についての助言』等を行っています。

【家族】には職場での状況と家庭での状況（家庭や休日の過ごし方等）を共有しながら対象者が働き続ける為に必要な支援を行っています。

平成29年1月1日現在、22名の支援に入っています。

数年前までは知的の障がいを持った対象者が多く、作業を習得する為に写真付きの手順表を作成する等、主に作業習得に向けた支援を行うことで長く働くことが出来ていました。しかし、近年では発達障害の方や精神（統合失調症やうつ病等）の障がいを持った方など、作業面以外での支援が必要な方も多くなってきており、今まで以上に多種多様な支援方法が求められています。

支援についてはジョブコーチだけではなく、福島障害者職業センターやいわき障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、相談支援事業所や就労移行支援事業所等の福祉事業所と連携を取りながら支援に取り組んでいます。（つばさ　佐藤）

放課後等デイサービス「光の家」
自分らしくいられる居場所

平成28年4月より「光の家」では生活介護事業に加え、放課後等デイサービス事業を定員10名でスタートしました。

利用される方々の笑顔を一番に考え、お子さま一人ひとりが安心し『自分らしくいられる居場所』を提供できるよう、職員一同、日々研鑽に努めています。

スタート当初は、職員も初めての児童支援ということで、戸惑う様子が多々見られていましたが、徐々にお子さんの個性を理解することができ、個々の目標に向け支援することができる様になっています。

また、生活介護を利用している方々と、行事や日中活動を一緒に行い、交流する機会を設けています。スポーツ大会では大人も子供もなく、自分の持てる力を出し合い、お互いの距離を縮めることができました。少しずつ、相手を思いやる気持ちが大きくなっているようで、双方の笑顔が増えています。このように「光の家」は子供から大人まで、地域の方の生活を少しでも支えるお手伝いができたらという思いで、一歩一歩進んでいます。みなさん一人ひとりの願いが、少しでも叶うよう、これからも努力していきたいと思っています。（光の家　角田）

ビッグアイアートプロジェクト　障がい者による書道・写真合同コンテスト

ART アートコレクション Collection

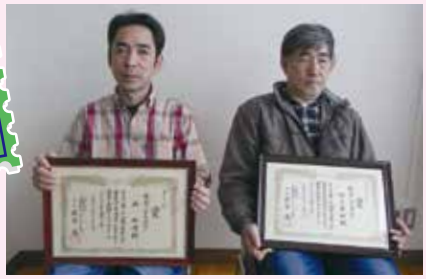

左：磯和也さん　右：村上美好さん（カナン村）

佳作

佳作「私の心」
作：三嶋　拓哉さん（はまぎく荘）

金賞

金賞「なかよし」
作：磯　和也さん

銀賞

銀賞「Straw」
作：村上　美好さん

シリーズ

夢より真実へ

―創始者・大河内一郎医博の生涯⑩―

鎌倉ご夫妻

昭和27年10月、大河内一郎医博が苦難の中に東北・北海道で最初、全国で5番目の肢体不自由児施設「福島整肢療護園」を開設したことは周知の通りであるが、ともすると私たちは、開園から行動を共にし昭和48年3月まで療護園事務長として大河内先生を支え、法人にあっては常務理事そして大河内先生が病に臥してからは二代理事長として大河内先生の意志を常に継承し続けてきた故・鎌倉章先生の存在を忘れがちである。

大河内先生と鎌倉先生は旧制磐城中学の先輩・後輩の関係にあるが、鎌倉先生の自分史「わが路の光」によると昭和12、3年頃、土曜会という集りで初めて大河内先生にお会いしたという。若き日、大河内先生と同様にキリスト教信仰に入られ、後年、いわき市キリスト教共同墓地「シオンの丘」の建設に積極的に尽力し墓地管理者になられた。

昭和5年3月、磐城中学を卒業したが就職口がなく農業に従事したとある。その後、赤井村産業組合を経て福島県職員になった。昭和24年9月、福島県石城地方事務所経済課長、昭和26年4月、農地課長となったが、昭和26年11月、宣教師アリス・フェンソム先生の前で泣いて訴えている大河内先生の姿を見、療護園の建設に苦闘していることを知り「これらの最も小さい者のひとりにしなかったのは、すなわち、わたしにしなかったのである。」(マタイ25・・45)という言葉に心を動かされ、昭和27年9月福島県職員を退職して、翌10月療護園事務長に就任した。41歳の時である。

いつだったか、本当は宇都宮高等農林学校(現・宇都宮大学)に進みたかったが家庭の事情で叶わなかったと話に伺ったことがあった。療護園の本館2階に理事長室があった頃、四方山話と一緒に療護園開園の頃の苦労話をお聞きした。

①水②道③療育についての未知を語っていた。①戦時中、軍馬の鍛錬馬場であった療護園敷地には一つの井戸があったが、渋水だったので水の出そうな所をボーリングしたがなかなか良い水が出ず、上水道ができる前は赤痢が発生し悩まされた。②開園の頃、療護園までは田圃の中を曲がりくねった農道が走り、特に古館に入ってからは粘土質で雨が降るとハイヤーが動けなくなることが度々だった。③全国的にも施設が少なく厚生省で「療育指針」を出したが、実際には問題も多く、特に当初から重度児が多かったので訓練療法については苦労した。

大河内先生も著書の中で「この頃は機能訓練士の制度もなく、看護婦や保母が子どもひとりひとりの生活や性格をよく観察して、適切な着想や工夫をした。参考書もなく医師としての私自身が機能訓練の方法すら体系づけていない時代であり、無我夢中でひたすら子どもの生活を観察するのに精一杯であったというべきだろう」と述懐している。

療護園が開設して20年が経った昭和48年4月、重度身体障害者授産施設カナン村が開所し、鎌倉先生が初代施設長に就任した。しかし、4月7日、大河内先生は脳外科医だった長男・凱男先生との手術中に倒れられ、鎌倉先生は新しい施設のスタートと同時に法人経営の責任をも担わなければならなかった。

昭和60年5月「大河内先生が危ない！」との知らせに関係者は急ぎ駆けつけた。どの場所だったか定かに覚えてはいないが、鎌倉先生が座りながらじっと瞑目していた姿が忘れられない。5月22日、大河内先生が召天された。5月28日、内郷コミュニティセンターでのいわき福音協会・福島アフターケア協会(大河内病院)との合同葬には葬儀委員長として任に当たった。

平成2年4月、重度障がい者のための身体障害者療護施設・野の花ホームが開所した。浜通り地方で最初の施設建設に心血を注いで取り組んだ。「野の花のことを考えて見るがよい。紡ぎもせず、織りもしない。しかし、あなたがたに言うが、栄華をきわめた時のソロモンでさえ、この花の一つほどにも着飾ってはいなかった。・・・」鎌倉先生が野の花ホームと名付けた所以である。

閑話休題、ママ先生こと鎌倉ミイ先生は、療護園初代看護婦長として、開園当初から昭和56年3月までの長きに亘り勤められた。

「北の棟の西端に6畳の当直室があり、昭和28年3月、赤井より家族4人で引っ越してその部屋に住むことになった。本箱やタンスは近くの農家の部屋を借りて置いた。入園児が手術を受けて何日目か、夜中に目覚めて職員を呼んでも、職員は疲れて目を覚まさない。ついに泣き出すので起きていく・・・」。その頃の生活だったという。起居を共にするとはこういうことなのか、けして生易しいことではないと思った。

鎌倉ミイ先生は磐城高等女学校から石城看護婦学校を卒業し、市内の医院に働き結婚して後、夫である鎌倉章先生に添って療護園に勤められた。草花がとても好きで婦長室や外来の診察室は、いつも溢れんばかりの花でいっぱいになった。

退職が決まった時、市内の各病院の看護婦長さんの所々を回って一人ひとりに挨拶をしていた姿が記憶に残る。胸中は「今日まで療護園を暖かく見守って下さり感謝しています。これからもよろしくお願いします。」ではなかったかと話の中から拝察した。私は車を運転しながら随行して歩いた。

ご夫婦で大河内先生を支えたのである。

(大河内記念館　館長　岡部　明)

権利擁護委員会の発足と取り組み

法人の理念は、聖書的信仰に基づき、社会福祉事業の実現の為に

○一人ひとりの意向をくみ自己実現が出来るように支える

○日々の暮らしの中で、利用者の願いに確実に応え実践する

○地域の福祉ニーズに積極的に応える

○経営の透明性、信頼の確保に努める

ことです。これまでの法人は歴史的な役割の中で事業を展開して来ました。そしてこの十年で社会・障害福祉は大きく変化を遂げました。法人も生活介護や就労関係の事業を立ち上げ、新たな事業展開につなげています。その中で、近年目立って、権利擁護が重視されるようになりました。措置から契約へ、指導から支援へ、入所から地域へ、集団生活から個別生活へと変化した社会になり、利用者本人主体の支援の取り組みが求められるようになったことから、法人は平成28年4月権利擁護委員会を発足しました。委員会の目的は、全ての利用者が人間としての尊厳が守られ、全ての職員が利用者の特性や性格そして個人のニーズに即した支援をすると共に自己実現が出来るように支援することを目指し、利用者の人権侵害を防止する研修やアンケートなどを通して、職員の権利擁護意識の向上を図り推進する事です。そして目的達成の為に、苦情解決部会、虐待防止部会、成年後見部会の三部会を置き、利用者の権利擁護に関する活動を行うこととしました。

苦情解決部会は、利用者により良いサービスを提供するために、サービスに関する苦情の申し出があった場合速やかに対応し、その解決を図り、利用者の満足度を高める事、利用者がサービスを適切に利用することが出来るように支援します。

虐待防止部会は、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法に基づき、利用者に対して職員・家族等から虐待を受ける事のないように「倫理綱領」や「利用者への虐待防止に関するマニュアル」等の周知を図るために内部研修や倫理綱領の自己チェックを行い、事業所内の課題を提起して職員全体で検討する機会を持ち、支援の質の向上を図ります。

成年後見部会は、自分自身での判断能力が不十分な方に対して、本人の権利性を見逃すことなく保護し、支援するためにはどのように権利を守っていけばよいのか、制度の理解を深め、利用者に向けて権利を提示できるように努めると共に成年後見制度の活用について支援します。

法人全体で共に考え、また支援現場での実践を通して問題点や課題を洗いだすPDCAサイクルに則った努力を積み上げる事で、権利擁護意識の啓発に努め、権利擁護委員会が機能して施設職員や法人全体に定着し、一人ひとりの人権を尊重した質の高いサービスを提供するとともに専門性の強化を図っていきたいと思います。

（権利養護委員会　志賀）

平成28年内には忘れてはいけないような事が多く起きてしまいました。7月に起きた神奈川県相模原市の津久井やまゆり園における職員による利用者の殺傷事件、8月には連続した台風により岩手県の高齢者グループホームにて犠牲者が出てしまうな

虐待防止研修――虐待を防ぐために

いわき福音協会権利擁護委員会・虐待防止部会は、平成29年1月24日、エリコにて、各事業所の中堅・若手職員を対象に研修会を開催しました。

権利擁護の重要性を認識し、虐待防止に向けた適切な支援を進めていくため、様々な視点で日々の支援を振り返り、利用者主体の支援について再確認することを目的としたロールプレイ研修を実施しました。一日の支援が終わった夕方からの研修でしたが、参加された60名の皆さんは、仕事の疲れも見せず、それぞれの事業所での自分の立場から、虐待について真剣に取り組んでいました。

研修の感想として、若手職員などから、「利用者自身の考えや障害の特性などを理解していなければ、より適切な支援ができないと痛感した。良かれと思い行った支援が虐待になってしまったり、その気が無くても相手が不快になってしまえば虐待になる。職員は、利用者一人ひとりの障害特性や利用者自身に興味を持つこと、専門性を発揮すること、何よりも利用者主体に支援する事ではないかと、入職時に何度も言われていたことであったが、最近忘れていたと改めて自覚し、今後の支援に生かしていきたい」との言葉が聞かれ、研修の成果はあったと実感しています。

（権利養護委員会　虐待防止部会　箱崎）

参加者の声

「虐待を行なってはならない」「権利は侵害されてはならない」福祉の業務に携わる人であれば誰でも耳にしたことはあり、常に念頭に置いていると思います。では、具体的に何を心掛ければ良いのでしょうか。障がいを踏まえ、相手を理解したうえでの声掛けや支援をすること。本人の意思を汲み取ること、または選択肢を提供し確認するなど、利用者主体であることが何より大切であることを演習で話し合うことが出来ました。

はまぎく荘　支援員（勤続10年）

グループで支援者と利用者に分かれ実演することができ、支援者としての言葉掛けと利用者として聞き入れる言葉には差があり、本来は利用者に寄り添い、利用者主体で支援を行うべき所が、人員不足や業務の忙しさにより本来の利用者主体性が欠けてしまっていると感じられました。言葉一つで心理的虐待と感じられるところもあり、言葉一つの重さを学ぶことができました。

小島保育園　保育士（勤続2年）

不審者対応訓練――毎日の安心のために

平成28年7月に神奈川県相模原市の障がい者支援施設「津久井やまゆり園」で起きた事件を受け、危機管理委員会では各施設にアンケートを実施しました。『さすまた』を購入した施設や職員間での安全確認をしたところなど何らかの対応をした状況でした。

しかし、不審者に対応するマニュアルを整備している所は少なく、また今回の事件のようなことの想定はありませんでした。そのなかですぐにでも行ってほしいと要望が出た一つに不審者対応の訓練をしてほしいという意見でした。利用者の安心安全な生活の確保はもちろん、職員の不安の払拭を含め犯罪の未然防止に向けた知識や技術の習得を目的として、9月21日に障がい児者支援センター「エリコ」にて不審者対応訓練を行いました。いわき中央警察署平窪駐在所の高木章巡査部長を講師としてお招きし、不審者への声掛けや、『さすまた』を使用して不審者の動きを抑える対応等でした。また、『さすまた』訓練終了後には「通報のタイミング」「危険性の少ない声掛け」「通報から警察が来るまでの時間稼ぎ」などの、具体的な対応についての講話が高木巡査部長からありました。約40名の職員が参加し皆真剣に取り組んでくれた有意義な訓練になったと思います。

大切なのは日頃から警察等関係機関との協力・連携体制の構築、有事の際には迅速な通報体制を構築していく事だと思います。今後も利用者や職員の安心安全のために継続して訓練を行っていきたいと思っています。

（危機管理委員会　高木）

さすまたを用いた訓練▶

▼職員による不審者への声かけ訓練

ど、私たちの防犯・防災の意識は根底から覆されました。

一度起こったことは二度と起こしてはならない、との意識の元、いわき福音協会では様々な研修や訓練を通し、職員意識の改革と向上に取り組んでいます。

福祉避難所立ち上げ訓練――いざという時のために

平成28年11月5日に、いわき市（長寿介護課）及び、いわき市社会福祉協議会と合同でカナン村を会場に、福祉避難所の設置訓練を実施しました。

この訓練は平成26年2月にいわき市と施設間で締結された福祉避難所設置に関する協定をもとに実施したものです。災害発生時の連絡体制の構築及び福祉避難所における災害発生時の対応確認を目的として計画されました。

今回の訓練は、土砂災害を想定し、一次避難所での対応が困難な要配慮者の受入を想定し福祉避難所の開設と受入体制・人的支援要請体制の構築が訓練の内容でした。

訓練当日は、いわき市内にある関係機関（いわき市障害者連絡協議会、老健施設、特別養護老人ホーム）等の事業所の方々が集まり福祉避難所の設営や取り組み方法について熱心に視察されていました。

訓練の内容については、カナン村の会議室を中心に福祉避難所スペースとして、いわき市からの要請を受け実際の災害を想定し災害情報の収集から始まり要配慮者の避難受け入れ体制の設営訓練や人的支援の派遣要請訓練などマニュアルに沿った形で行われました。

訓練が終了して感じたことは、日頃から災害に対する意識を持ち、何時起こるか分からない災害のために備えておく必要があることを痛感させられました。

（カナン村　猪狩）

避難所立ち上げの訓練▶

助成事業完了のお知らせ

社会福祉法人 福島県共同募金会 受水槽改修工事

▼『はまぎく荘』

この度の改修工事により、安全な水の供給が可能になり、安心して生活ができるようになりました。また、施設運営にとっても重要なインフラ整備となりました。

社会福祉法人福島県共同募金会様をはじめ関係者の方々に心から御礼申し上げます。

厚生労働省　福島労働局 職場定着支援助成金（介護福祉機器等助成） 特殊浴槽の整備助成事業

▼『野の花ホーム』

この度の特殊浴槽の導入により、これまで以上に利用者に対し安心安全で快適なサービスを提供できるようになりました。

福島労働局様はじめ関係者の方々に心から御礼申し上げます。

◆求む！あなたの力！◆

いわき福音協会には、あなたの力を活かす多種多様な職場があります。あなたのスキルや知識・経験を保育所から高齢者支援まで幅広い活躍の場があるこの法人で生かしてみませんか？共に働く仲間も若手からベテランまで、専門職のラインナップも多く、自分のキャリアアップにもつながる場であり、子育て中の方も働きやすい環境が整っています。興味のある方はこちらまで！　→法人本部　佐藤　0246-23-1903

ひとくちコラム

ひかり弁当

▲カツ丼 470円

おにぎり弁当▶ 300円

つばさ「ひかり弁当部」では、今年の1月から市役所入口「福祉の店」で弁当販売を始めました。カツ丼、カツカレー、おにぎり弁当などを、毎週月曜と木曜の11:00～14:00で販売しています。また、2月からは、いわき市の配食サービス（夕食のみ）も開始しました。是非、最寄りの皆様にお声がけ下さい！！

くもりのち 晴レル家

cafe & zakka 晴レル家

カフェ晴レル家のメニューは季節ごとにリニューアルしています。ランチはサラダとスープが付いて700円で提供中！

また、パンメニューも「ホットサンド」「ピザトースト」「クロックムッシュ」が400円、「フレンチトースト」は200円です。アイスの付いたケーキやプリンのデザート（350円）は、お飲み物（200円～400円）と一緒にお楽しみください。

TEL.0246－38－3312　⇦　連絡はこちら　⇨　TEL.0246－24－7025
※facebookもご覧ください。

※好評をいただいておりましたシリーズ「夢より真実へ」創始者大河原医博の生涯ですが今回で最終回となります。長らくのご愛読ありがとうございました。

※併せて当法人ホームページもご覧下さい。 http://i-fukuin.com